

県民意見の募集について

計画等の案の名称	坂口谷川水系河川整備計画（原案）
意見募集の趣旨	<p>河川の整備（工事及び維持）に関する計画を策定する過程で、住民への意見募集を行い、計画に反映していくことが河川法（平成9年改正）で位置付けられています。坂口谷川水系について河川整備計画を策定するため、住民への意見募集を行います。</p>
意見の提出期間	平成27年11月9日（月）から12月7日（月）まで
意見の提出方法	<p>意見を提出される方は、氏名、住所を明記の上、ご意見記入用紙（別紙）又は自由様式にて、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。（電話等による口頭でのご意見には対応しかねますのでご了承ください。）</p>
意見の提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持参、郵送 郵便番号：427-0019 住所：島田市道悦5丁目7-1 宛先：島田土木事務所企画検査課 ・ ファクシミリ：0547-37-6183（島田土木事務所） ・ 電子メール：:shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp（島田土木事務所）
問い合わせ先	<p>担当：静岡県島田土木事務所企画検査課 電話番号：0547-37-5272 FAX 番号：0547-37-6183 電子メール：shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいたご意見について、個人が特定できないように配慮した上で、県のホームページ等で公表させていただきます。ご意見に対して、お一人おひとりには回答しませんのであらかじめご了承ください。 ・ ご記入漏れや本要領に即していないご意見については対応いたしかねる場合がございます。